

井手町庁舎等で使用する電力調達個別契約申込書（案）

（落札者名）

平成 年 月 日

（電気需要者名）

長 ○○ ○○ 印

井手町庁舎等で使用する電力調達基本契約書（以下「基本契約書」という。）に基づく（電気需要者名）（以下「甲」という。）と（落札者名）（以下「乙」という。）との個別の調達契約について、下記のとおり申込みます。

記

1 電力需要場所

需要場所（施設名）	需要場所所在地

2 契約期間

平成 31 年 月 日～平成 32 年 月 日

3 料金の支払等

- 乙は、月毎に、基本契約書第 5 条により算出した金額の合計額（以下「料金」という。）を、計量期間の翌月に、甲に対し、請求書により請求するものとする。
- 甲は、支払義務発生日（検針日）の翌日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に乙に料金を支払わなければならない。ただし、支払日が日曜日又は銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」という。）に該当する場合は、支払日をその翌日とする。また、その翌日が日曜日又は休日に該当するときは、さらにその翌日とする。
- 甲は、約定期間内に料金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年 2.7 パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

4 上記に定めるものの他、契約内容は、基本契約書に準拠するものとする。